

平成21年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年12月11日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（鈴木市朗君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（鈴木市朗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、前日と同様であり、配付を省略しましたので、これをご了承願います。

(日程第2)

○議長（鈴木市朗君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第9番、井狩辰也君、第10番、市木一郎君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（鈴木市朗君） 日程第3、前日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次、発言を許します。

質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第8号、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） おはようございます。それでは、2つのテーマについて一般質問させてもらいたいと思います。

まず、1つ目の後期高齢者医療制度について一般質問させてもらいます。

この制度は、75歳以上の高齢者にとってうば捨て山と呼ばれるほどに世界でも類を見ないほどひどい制度であります。その制度導入目的は、病気になるのは自分の責任として高齢者に負担を課すことで医療を抑制することが目的で、国の国庫負担を削減することが一番のねらいというところに根本的な問題があります。わずかな年金暮らしの生活を送る高齢者の方々にとっては、この制度による家計への負担もかなり大きいものとなります。この制度の導入へ向けての動きに、日本共産党は一貫して反対を貫き続けてきましたが、さきの総選挙で国民の大きな怒りの中で自公政権審判が下りました。しかし、野党時代は共にこの制度の一刻も早い廃止を訴えていた民主党も、政権につくと態度が後退しています。老人保健制度に戻すだけでも2年かかることがわかったや、混乱を生じてはいけなしとして、廃止法案成立に反対した自民・公明の旧与党や厚労省が持ち出していたのと同じような理屈で廃止に待ったをかけています。このように、4年以内に新制度に移行するから廃止に変わりないと国民の期待に背を向けているのです。

この制度は一日でも長く続けば、それだけ被害を広げます。保険料は2年ごとに際限なく上昇し続け、来年4月の改定では、新政権がいう軽減措置を講じても平均的な厚生年金を受け取る単身世帯で年約1万円、夫婦世帯で1万2,000円超の値上げになるとの試算もあります。さらに、低所得者を中心とする保険料滞納者からの保険証取り上げ問題も深刻です。新政権の言う新制度はまだ影も形もなく、4年でまとまる保証はどこにもありません。

さらに、民主党がマニフェストで掲げている現役世代の医療保険の一元化には議論百出、新制度創出を廃止の前提にすれば、廃止はずるずる先送りにされかねません。何よりも大切なのは、一刻も早くこの制度をまずはもとの制度に戻すことだと多くの国民が声を上げています。

先日、私もとあるお店で食事をしていたら、後ろの席におられた高齢者の方々の声が耳に入ってきましたが、「高齢者何ちゃらかんちゃらっちゅうあの保険、ほんま高過ぎるわ。民主党は政権を取ったら廃止すると言うてたのに、4年もかかるってどういうこっちゃ。わしらこれから4年も生き続けられるかわからんのにな。がははっ」と。もちろん冗談を交えての会話でしたが、現在この制度に強制的に加入させられている当事者の方々には本当に切実な問題なのだと、そのときに改めて感じさせられました。

我々、日本共産党はこの後期高齢者医療保険制度について多くの国民の人々の願いを代弁すべく、速やかに老人保健制度に戻した上で、75歳以上の人の医療費を無料にするこ

とを訴えています。国保への国庫負担を増やし、国保保険料の負担を軽減すべきだと考えます。そのための財源には5兆円に上る軍事費や大企業、大資産家への応分の負担という聖域にメス入れれば幾らでも生み出すことが可能です。民主党が掲げる高速道路無料化に係る1兆3,000億円があれば、高齢者と子どもの医療費を国の制度として無料にすることができます。

ここで、2点について質問したいと思います。1点目は、この制度についての市の見解をお聞かせ下さい。2点目に、現在野洲市内で75歳以上のこの制度を適用されておられる方々の人数と短期保険証を発行している数、そして来年4月の時点でのふえる予定の人数がわかれば教えていただきたいと思います。

では、2つ目に雇用問題と中小企業支援について質問したいと思います。

昨年末の世界的な経済危機から約1年がたとうとしています。日本の首都である東京に失業者があふれ出し、年越し派遣村がメディアにも大きく取り上げられました。中小企業で頑張る人々も、金融機関の貸し渋りや貸しはがしによる倒産や廃業が相次ぎました。こうした社会をつくり上げた政治に対しての国民の怒りがさきの総選挙の結果に大きくあらわれていると強く感じています。ですが、こういった厳しい現状はまだまだ解決されていません。それどころか、再び年末を迎え、厳しい事態を迎えている失業者や中小企業の問題が大きく浮かび上がってきています。失業保険で何とか食いつないできた人々も給付切れが続々とふえて、年末で約100万人近くに達するというおそれがあるというような深刻な事態です。このままですと、再びこの冬の寒空の下に大量の失業者があふれ出すというようなおそれがあります。そして、政府によるデフレ宣言にも見られるように商売をされている中小企業の方々にもさらなる厳しい現実が広がっています。

一方、財界主導で行われてきた政治も、新政権になっても根本的な部分は何も変わらず、あれだけ厳しい日本の現状にもかかわらず、株主への配当はふやし続け、労働者と中小企業を犠牲にしてため込んだ大企業の内部留保も、去年の時点で213兆円だったものが、現在429兆円という本当に数字になっていることは驚きです。企業が国際競争力の中で頑張らないと日本の社会はだめになるという論が推し進められてきましたが、現在の国民の暮らしを見れば一目瞭然で、人々の暮らしの豊かさを犠牲にしているだけだということは、誰の目にも明らかなのではないでしょうか。

資本主義の行き着いた姿がこのような弱肉強食の現状であり、力のある者や金持ちは幾らでも優遇され続け、一度ドロップアウトしたら、どれだけ頑張っても、そこからはい上

がれないような格差社会の根本を変えていかなければなりません。

自然界では古来から弱い種や周りとは違う毛色の生き物は淘汰され続けてきました。しかし、人間が動物と違って英知ある存在といわれるゆえんは、弱肉強食で苦しむ人々を理解し、共に助け合う、共存していけるからではないでしょうか。

先日、あの有名な北海道の旭山動物園の園長さんのこんなすばらしい話を耳にしました。人間のすばらしさは周りとは違う存在を受け入れ、それを個性として認め合えるところだと。少し話がずれたかもしれませんが、人としていたわり合う気持ちのかけらも見えないような今の社会、世界的にも異常と言われるほどの日本をつくり上げてきた政治の変革が今求められています。

そのためには、労働者派遣法の抜本的改正や大企業、大資産家に対する優遇税制をもとに戻すこと、それに軍事費の見直しやアメリカ軍への思いやり予算、政党助成金の廃止など、自公政権時代に聖域とされていたものを正していけば、約12兆円もの財源を生み出すことが可能です。

それでは、これらの現状を踏まえた上で、3点ほど質問をさせていただきます。

1点目に、こうした現状に対しての市としての見解をお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、野洲市内の雇用の現状や中小企業の経営状況を調査、把握されておられるかをお聞きしたいと思います。

3点目に、再三訴え続けてきていますが、中小企業を応援する住宅リフォーム制度の導入を改めて求めたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） おはようございます。それでは、太田議員の後期高齢者医療制度についてのお答えを申し上げます。

1点目の後期高齢者医療制度についての見解ですが、本制度は急速な少子高齢化の進展や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、特に老人医療の増加が避けられない中で新たな医療制度として生み出されたものですが、制度開始時は、負担の仕組みや年齢区分による新たな医療制度としての周知不足により混乱が生じたものですが、その後低所得者に対する保険料の軽減策が拡充されるなど、被保険者の意向を踏まえた措置が講じられたところでございます。

現在、後期高齢者医療制度の見直しに関しましては、国で後期高齢者医療制度改革会議が設置され、年齢区分の解消や国保の広域化につながる見直しを行うなどの基本的な考え

が示され、今後見直し論が進められていくこととなります。制度見直しにあたりましては、将来にわたり国民皆保険制度が維持されるために、高齢者と現役世代の負担の明確性、都道府県単位の保険料負担の公平性、財政基盤の安定性など、現行制度の根幹が維持されること、また、制度開始時のような混乱が生じないよう地方の意見を十分に生かし、将来を見据えた持続可能な医療制度にしていきたいと考えております。

2点目の本市の後期高齢者医療被保険者数は、11月末現在で4,540人で、有効期間6カ月の短期被保険者証を交付している被保険者は4名であります。また、来年4月の人数につきましてはというご質問ですが、新たな短期被保険者証の交付は8月の一斉更新時に発行の判断をするため、4月時点では対象者がふえるということはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） 皆さん、おはようございます。太田議員の雇用問題と中小企業の支援ということについてお答えをいたします。

まず、1点目の雇用問題と中小企業の現状に対する市の見解についてでございますが、内閣府が11月20日に発表した月例経済報告では、日本経済は緩やかなデフレ状況にあるとし、政府によるデフレ宣言は2006年6月以来、3年5カ月ぶりとなります。総論の基調判断では、景気は、持ち直しているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にある。一方、雇用情勢の一層の悪化など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとしております。なお、10月の完全失業率は5.1%と、高い数値で推移しており、また、草津のハローワーク管内におけます平成21年10月現在の有効求人倍率は0.43%と、依然として低い数値で推移をしております。このようなことから、現下の雇用・経済状況については依然として非常に厳しい状況が続いていると認識しております。このことから、市では以下の3点について進めているところでございます。

まず1点目は、学校耐震化工事を前倒しするなど、市内業者への積極的な公共工事の発注をして、雇用の創出、市内中小企業の育成を目指しておるところでございます。

2点目には、野洲市独自の中小企業支援策として、従来から中小企業向け融資に対する利子補給を継続して行っております。これに加えまして、緊急経済対策として、平成20年10月31日から平成22年3月31日までの間に、県のセーフティネット資金でございますが、その融資を受けた中小企業に対し、当該期間に支払った利息の0.6%を補助

することとしております。これにより、市内中小企業者の経営の安定と活性化を図ろうとするものでございます。

次に3点目は、野洲市が行う雇用創出であります。平成21年度におきまして、ふるさと雇用再生・緊急雇用創出特別推進事業を各部署で展開しております。ふるさと雇用では3事業、延べ5人、緊急雇用では21事業、延べ35人、事務補助員の雇用では延べ12人をそれぞれ採用してきました。平成22年度においても、引き続き雇用創出のための事業を計画しております。なお、今後も一日も早い経済状況の回復と雇用の安定を願うものであります。いずれにいたしましても、国の施策にも大いに期待するものでございます。

次に、ご質問の2点目の野洲市内の雇用の状況や中小企業の経営状況を調査、把握しているのかとご質問でございますが、9月議会でもご答弁申し上げましたとおり、雇用状況については総務省によります毎月の労働力調査及び草津職業安定所によります職業安定業務統計などがございます。雇用、就業、失業の実態を明らかにしております。この労働力調査は、国内で一定の区域を選定した抽出調査でございます。広い圏域でとらまえることによりまして、統計上、有効な数値とされております。また、職業安定業務統計は草津管内の数値であります。管内の4市間では大きく異なる要素はなく、野洲市としての状況把握はできていると考えております。このことから、ご質問の野洲市で雇用の状況調査は実施しておりません。また、中小企業の経営状況も特に調査は実施しておりません。

3点目の住宅リフォーム制度の導入でございますが、同制度の創出については考えておりません。しかし、今般、環境省による地域ニューディール基金を活用いたしまして、市ではエコハウス普及促進補助金を交付することとし、11月から補助申請の受け付けを開始したところでございます。これは、市内の住宅におきまして、一定の断熱化工事を行い、かつ太陽光発電システム、または高効率給湯器の設置工事を平成22年3月31日までに完了された場合、一定額の補助金を交付することとしておるものでございます。既に野洲市の商工会では事業概要及び市内建設業部会員への紹介のビラを作成し、新聞折り込みもされ、PRもされております。

先ほども申し上げましたとおりでございますが、学校の耐震化工事を前倒しするなど、市内業者の皆さんへの積極的な公共工事を発注することによりまして、ご提案の住宅リフォーム制度同等の効果が期待できるものと考えております。また、学校・幼稚園などの公共施設におきます機械電気設備の購入・修繕につきましても市内への発注をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度についてですけど、4月からの人数は今の時点ではわからないということですが、確実に多くの高齢者の方々がこの後期高齢者医療制度にまた入れられるということが起きると思います。

この制度には具体的には3つの大きな問題が含まれています。1つが年金からの天引き、2つ目に高齢者医療の差別や制限を生み出している点、そして3つ目に保険料の限りない上昇というのがありますが、これらの問題からお年寄りが受診の足をとめてしまったり、医療難民が生まれるというような現状が起きています。

その中でも、この保険料の、3点目の保険料の限りない上昇について、少し詳しく述べたいと思います。以前はサラリーマンや公務員の扶養家族となっていた人も、家族と同じ保険から切り離され、個人として保険料負担を強いられます。生活が貧しくても保険料の全額免除ありません。住民税非課税の低所得者や無収入の人も含め、生活保護受給者以外の全員に保険料が課せられます。そして、この保険料額は高齢者人口や医療費の増加に連動して2年ごとに上がっていきます。高齢者は若者と違って医者にかかる機会も多く、医療費は当然のようにふえます。高齢者の人口も毎日おおよそ4,000人が75歳の誕生日を迎えるという計算のようですが、このように高齢化が進む限り際限なく保険料が値上がりすることになるこの仕組みそのものが、長寿を祝うことを許さない非人道的な制度としかいえません。実際には、2009年度の保険料は全国平均で年額約6万2,000円で、来年4月の改定で約13.8%上昇と、先月の20日に厚労省が発表しています。これは実質全国平均で8,556円の負担増となる計算となります。現在、後期高齢者の人は85歳になるまでに約5回もの値上げの通知を受け取らなければならなくなり、団塊の世代が75歳になる25年後には保険料は現在の2倍以上で、年額約16万円にも達すると試算されています。

保険料を上げたくなければ医療費をふやすな、病气も我慢して病院に行くなど、まさに年をとったら早く死ねといわんばかりのひどい制度となっています。この来年からの保険料の引き上げに関しては、国から積み立てた基金等を取り崩してでも各自治体で負担して抑えるようにとの指示が出ていますが、野洲市としてはどのように考えているかを1点目にお聞かせ願いたいと思います。このように大きな問題を抱えているこの制度ですが、実

際に野洲市で暮らしておられる高齢者の中からも切実な声を幾つか聞いているので紹介しておきたいと思います。

80代前半の男性、保険料を1万円ほどを払ったが、こんなに取られるなんてびっくりした。さらに家内は別に払わなければならないので、家計が本当に大変だと。65歳の女性、前期高齢者になった途端、介護保険料の納付通知書が届いて高い保険料にびっくりした。来年からは年金から介護保険料が取られる。夫婦とも年金生活になるため、住民税も年金天引きされる。国保税も高い。夫がほんまに取られるばかりで、この先どうなるんやら本当に不安だと、こんなふうに話しておられたそうです。後期高齢者医療保険料は2年ごとに引き上げられる、家計は火の車、即刻廃止してほしい。70代女性は、後期高齢者医療制度の保険料は扶養控除なしで問答無用に払わなければいけない。しかも、手続きをしない限り年金から引き落とされる。何でもかんでも年金から天引きで本当に腹が立つ。絶対に廃止してほしい。こういったような声が寄せられています。

先ほどの答弁の中では、国の制度だから仕方がない、見直しが言われてるがそれに期待したいというような、後ろ向きな答弁のように僕は受け取りましたが、このような現実実際に野洲市内の高齢者で苦しんでいる方々、不安感を強めている方々が本当にたくさんおられます。住民のこういった思いを直接届けるためにも、自治体として国にこの声を上げていくべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

では次に、雇用と中小企業の問題について再質問させていただきます。

先日、中小企業を営む方々の会合に参加してきて、お話を少し聞いてきました。中小企業の実態調査はある程度行われていても、従業員が9人以下の零細企業はほとんど調査されていない。県や市が全事業の実態調査を本気で取り組み、職員が現状をしっかりと把握することが必要だ、こんなふうにおっしゃっておられました。日本の企業の97%が中小企業であり、その中でも個人や零細で頑張る人がほとんどですが、そんな方々がこの年末を迎えて、仕事量の薄さや資金繰りなどで、本当に経営そのものが苦しいという、そんな声がたくさん上がっています。先日も市内のある飲食店を営む方とお話をしたところ、今の現状はほんまに厳しい。営業マンも昔は5人で回っていたのが、今は2人、3人でやんなあかんから、ゆっくりご飯を食いながらなんていうふうにもやらなくなってきている。近所にある派遣社員の寮も今は誰も住んでないから、食べに来る客もおらん。近くにあるパチンコ屋の客も勝ったら食べにくるけど、最終的には皆負けるから来んようになるしな

と。来年は本当に店を閉めなあかんかもしれん。そのような痛切な声でした。

今回の補正予算でも国保の税収が減っていますが、国保は農業、商業、年金生活者がほとんどだということを考えると、こうした小規模な商売等の実態をしっかりと調査して応援していくことが、この悪循環を断ち切り、結果的に税収へとつながっていくのではないのでしょうか。

以前の話ですが、東大阪市では前市長のときに全職員総出ですべての中小企業の実態調査を行ったことがあるということですが、確かにこれは大変かもしれませんが、この野洲市でも、やる気があればできると思います。その上で、先ほどの答弁ではやる予定はないと言われました住宅リフォーム制度や小規模工事等契約希望者登録制度を導入して、中小企業を支えていくことが必要だと考えます。

住宅リフォーム制度は現在全国19都道府県の83の自治体で制度化されていて、滋賀県内でも7つの自治体が導入していて、商売をされる方々に大いに喜ばれています。大津市では7,600万円もの経済効果があったとして、来年度の予算要求に入りたいとあります。彦根市でもすぐに満杯で、6月議会でさらに補正予算2,000万円を追加とあります。小規模工事等契約希望者登録制度に関しても、この制度が始まって5年になる新潟市では限度額が今年度50万円から100万円というふうになり、景気が冷え込んでいの中で地元で頑張っている業者に元気になってほしい、地元の小規模工事は地元の業者に、行政が地域に仕事とお金が回る歯車になればと、職員が積極的に対応しているとあります。

では1点目に、再三にわたって、私たち共産党市議団としてこの制度の導入を質問していきっていますが、やらないという答弁の繰り返しですが、実際にこの制度化されている自治体の調査や研究はされておられるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

次に、雇用の問題ですが、昨年末に年越し派遣村というものがありませんでしたが、私自身も11月4日にJR草津駅東口の2階デッキ公園広場で開催された失業者支援村というものに参加してきました。駅前で路上生活を続けている失業者や月末での解雇を言い渡されてどうしていいかわからないというような緊急の問題を抱えている人たちなど、そういった深刻な相談に弁護士や司法書士、医師、看護師、労働組合の役員、地方議員が応じて、失業者や支援者ら約180人ほどが訪れていました。

この支援村は、年末を控えて昨年のような年越し派遣村が必要にならないようにと、失業者支援のための取り組みとして行われたものですが、雇用の問題の根本が解決されていない現状の中、この年末再び失業者があふれ出そうとしており、全国各地でこうしたよう

なボランティアが行われています。相談者の話を私も生で聞いていて、一度ドロップアウトしてしまったらどうあがいてもはい上がれない、泥沼の今の社会のシステムの恐ろしさを本当に感じたと同時に、今の政治を大きく変えていかなければ、日本はますますおかしくなっていくということを強く感じました。そのためには、企業は責任を持って雇用を守ることや、非正規労働者を物扱いしないこと、そして国や派遣切り大企業の責任による失業者への生活資金の抛出、たらい回しではなく、こういったような失業者と生活困窮者に対する総合的な相談と対策がとれる窓口としてのワンストップサービスの設置が急がなければなりません。

1 1月に民間のインターネット調査で、30代の63.7%は「失業するかもしれないというふうに考えている」という結果を目にしました。この記事に対してのコメントの中には、本当に僕らの未来はどうなるのだろう、今まで生きてきてこんなに暗い世の中は初めてだというものもありました。正規で働いている人々でさえ、このような不安を抱えているのですから、失業者はなおさらの思いではないかと感じています。

これからのこういったような厳しい年末を迎えようとしている失業者の状況に対する生活支援や再就職支援について、行政としてどのような対策を行っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、太田議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

1点目は、後期高齢医療制度について、市としての考え方ということですが、基本的には今回広域での取り組みということで、公平なできるだけ安定した運営をしていこうという保険の仕組みにつきましては、継続されていくべきものと考えております。また、負担につきましては、現在9割軽減という形で取り組まれて、ある意味では低所得者の配慮も一定限されているということですので、今後、この見直しのベースを踏まえて、国で論議いただくということで、もちろん広域連合に加入する市町村につきましては、当初導入された経緯もございますので、いろいろとご意見は述べていきたいと考えております。

また、相互扶助の中で、保険の問題につきましても、今後受益に見合う一定限の負担というのはやっぱりお願いをしていきたいということで、国保と比べますと、現在後期高齢の方が保険料としては安く抑えられているということもありますので、現状を踏まえて国としてはしっかりと今後の制度のあり方を検討いただきたいと思いますと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の再質問にお答えしたいと思います。
2点ございました。

再三、ご要望いただいております住宅リフォーム制度のこととさせていただきます。実施自治体の把握はしておるのかということとさせていただきますが、これも再三ご要望と質問もいただいておりますので、県下の状況は把握をしておりますが、把握、あるいは聞き取りもしましたが、もとに戻っているというのは、制度を創設したが、もうやめてしまっている自治体もございます。なかなか効果として多岐に及ばないといえますか、そういうことから効果が薄いという判断の市もございまして、やめておられる市もございます。そういうことで、私も一貫して市として言うておりますのは、もともと中小企業支援として早くから、そして継続して小口簡易資金等の利子補給を続けてきたということもございまして、そして緊急経済対策でも、先ほど答弁しましたように、コンマ6、セーフティネット資金でございますが、そのコンマ6についてもお認めいただきまして、既にそれを実施をしております。来年度、かなり高額な助成にはなるんですけども、その制度を創設しておりますので、その部分で支援をしていきたい。そしていろんな発注面におきまして、市内業者が潤うようにということで、特に今の太陽光発電断熱等の備えた太陽光発電、あるいは高効率の給湯の新制度も、国、県の資金をいただきながら実施していくということも、いち早く取り組んでるものがございますので、そういう意味でご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、年越し派遣村等のことで、年末の生活支援あるいは再就職支援ということのご質問でございますが、なかなか野洲市の中ではそういう取り組みは今できてございませんし、そして、まず本年2月に、これは企業内同和問題の関係で推進班員が各企業さん、100社以上を回っておるんですけども、そのときにいろいろ聞き取りもさせていただいております。ちょっとデータが2月ということで古うございますが、その段階でも市内業者においては当然一定契約期間の雇用については守っていくよというようなことで、途中での契約期間満了まで雇いを中止するとか、雇いどめは行わないという状況でもございました。そして、特にワークシェアリング等の推進により切り抜けていきたいと、そんなことも聞いてございます。そういう聞き取りのデータはございますが、そういうことから、特に現在のところそういう生活支援ということについては考えてないところでございます。

ただ、これは商工観光課サイドとしてはそういうふうには考えてございます。

それと、再就職支援でございますが、これも過去に何回かお示ししてはありますが、環境経済部の商工観光課内に就職相談、いわゆる就労支援相談という窓口もございますので、そういう部分ではそこでいろいろご相談に応じているということでございますので、この点についてもご理解いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 最後になりますが、後期高齢者医療制度についてですが、今、本当に市そのものの財政も大変なという現状もありますが、この制度そのものの問題に、やはり国の負担が削られてきているというところが一番の問題だと思います。そういったことを自治体として、国に負担をふやしてもらうように要望していくべきだと思います。私自身も政治に本当に全く関心のないころにでも、この制度はあんまりにもひどいものやと感じていました。若者たちの目にこれがどんなふう映っているかは本当に容易に想像できます。本来ならば、お年寄りには敬うべき存在であって、年を重ねれば当たり前のように体の自由がきかなくなるものを次の世代の若者が支えていくことで、年齢を超えた人々のつながりやきずなが生まれていくものではないかと思います。日本という国が当然かのようにこの制度を築き上げて現在も続けているという姿は、次のこれからの日本を担う若者にとっても、長生きすることは本当につらくて苦しいことであるように感じて、未来への希望も見出せないようだと思ってしまっているのではないかと思います。

今、本当にこの若者たちは人とのコミュニケーションがうまくできずに、多くの人々と共に何かを分かち合うことができず、うつ病になってしまったり、自殺してしまったりと、本当に多くが苦しんでいる時代です。夢を語って、希望に胸を熱く抱いていける、本当に大切なそんな若い時期なのに、こんな社会なら自分だけは苦しまないように、他人をけ落としてでもと考えてしまったり、自己責任論に押しつぶされてしまったりと、社会の中で人々と支え合って、豊かに生きて、生き抜いていくということを想像だにできなくなってしまっている若者たちがふえ続けているように感じています。そういった意味でも、この制度は当事者である高齢者だけでなく、若い世代の人々にとっても百害あって一利なしであります。

最後になりましたが、こういったさまざまの思いや願いを市長は広域連合の議員としての立場で発言していただきたいと思います。お考えをお聞かせ願いたいと思いま

す。

雇用の問題ですが、この住宅リフォーム制度、効果が薄いと言われておりますが、本当に大きな効果を出されている自治体もたくさんあります。そういうところにも目を向けてもらって、もう一度そのことについて深く検討して、前向きに検討していただきたいと思います。中小企業の方、今、仕事、特に零細でされている方々、本当に厳しいと、もう来年やめなければいけないかもしれないという人、たくさんおられます。そういった意味でも、緊急的な問題だとしてとらえてもらって、考えていただきたいというのを訴えたいと思います。

雇用の調査に関しても、広域でされているというのを把握されていると言っておりますが、この野洲そのものの実態把握というのは、野洲の市民の方々も今どうなっているのかということが一番興味があるというか、聞きたい。自分が暮らすまちのこと、広い範囲も大事ですけど、自分が住むまちのことをやはり知りたいたいと思われていると思います。そういった意味でも実態調査はするべきだと思います。この働く人たち、中小企業の人たち、その人たちが基盤となって、このまちがつくられていくわけですから、そういうところに目を向けて全力で支援していただきたいと思います。

最後に、雇用の問題についてですけど、滋賀県の8月の有効求人倍率は全国の0.42倍を大幅に下回る0.36倍に低迷する深刻な事態となっているというのはご存知のことだと思いますが、私自身も先日、野洲高校の進路指導の先生へお話を聞きに行きました。現状は先生方も大変苦勞されている様子で、何より生徒たちが自分の望む希望を我慢した就職先を選ばざるを得ないことに対して、本当に子どもたちがかわいそうだと嘆いておられました。その中でも驚いたのが、行政からも、野洲市からも雇用の確保等を目的とした助成金を出している市内大企業の村田製作所、京セラ、オムロンなどから去年まではあった求人が今年は1つもないということでした。これは学校側から今年の5月と6月に求人を直接要望しに行かれたようですが、検討するというだけの答弁だけで、結果が雇用が1人も求人がないという現状だそうです。

そこで、お聞きしたいんですけど、1点目に、こうした地元の学校や企業に対して、先ほども2月に企業に対しても調査があったと言うんですが、本当に厳しい今のこの年末の状態です。こういったような、例えば学校に対して、お話を聞きに行っておられるのでしょうか。それと、この地元採用が一番望まれる中で、このような状況に対して行政として何か手は打たれないのでしょうか。この2点について最後質問をして、一般質問を終わりたい

いと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 太田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今回の後期医療制度につきましては、老人保健の医療制度が改正された中で、年々負担率も改正されました。50対50というこの比率の中で後期高齢者医療制度に移ったものでございます。この部分につきましては、若年の負担とか、ある意味では企業の負担も考慮に入れて、また若者と高齢者の負担を明確化という制度の中で新たに生み出されたものと考えています。この趣旨を踏まえまして、今後も被保険者というのか、国民の方に理解いただけるような制度として見直しを進めていただければと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。（発言する者あり）私語は慎んで下さい。

環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の再々質問にお答えします。

住宅リフォームの件、あるいは雇用の実態把握の調査については、意見として承っておきたいというふうに思います。

それと、就職活動といいますか、地元採用等のご質問でございますが、地元採用につきましては、企業誘致等とも絡みまして、そういう意味では地元採用をお願いしたいということは、それぞれ企業さんをお願いしている状況でありますし、昨日話題となっております工業振興助成金の中でも雇用促進助成金というのもございます。その中でも、一定の縛りを設けながら実施をしているところでございますので、そういう意味ではお願いをできているんじゃないかというふうに思います。それと、いろんな工業界あるいは商工会等の懇談の場面もございますが、そういう席上でも、そういう意味での地元採用もお願いしているということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、学校に話を聞きに行ってますかというようなことなんですけども、そういう意味ではそういう動きが、雇用を担当する部局としてはできてないというのが現状でございますので、これについては、今のこういう就職状況等もございますので、近隣市あるいは県下の自治体等の取り組み等も、1回確認しまして、市のとるべき何かあるのかということについても調べてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩。

（午前9時48分 休憩）

（午前9時48分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 会議を開きます。

次に、通告第9号、第2番、野並享子君。

暫時休憩。

（午前9時48分 休憩）

（午前9時51分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。太田議員の再々質問に、後期高齢者に関するご質問にお答えをいたします。

これ、先般の議会、6月議会だったと思いますけども、申し上げましたように、後期高齢者の医療保険というのは当然いろんな課題がございます。太田議員が言っておられますように、高齢者というのは病気になられる率が高い、そういうことでいえば、負担は、どうしてもその中で賄おうとすれば負担が高くなります。ただ一方、過去の保険制度ですと、先ほど部長がお答えしましたように、若年者が高齢者の方への負担をやっているということで、要するにパイ全体をふやすのか、パイの分け方をどうするのかという、これは単純な問題です。ですから、例としましては、財源供給を高くする。同じ保険制度でやるのであれば、若年世代が高齢者の方を見ないで済むような形にするのか、高齢者世代だけを保険にするのであれば、若年者世代の保険との、罹病率といいますか、病気にかかられる率より高齢者の方の方が高ければ、その分、公的支援をふやすという形でやらない限り、高齢者の方のがふえます。ですから、私としては、パイをふやす、今のせっかくできて1年で何とか動いている保険制度、完璧じゃないですけども、完璧な保険制度というのはこれはありません。ですから、そういう意味では後期高齢者保険に関しても、改善という方向で、パイをふやすという方向で、公的資金が注入されるべきだと考えています。これは政府にはいろんな機会を通じて申し上げているところであります。

ということをお願いしようと思っていたので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第9号、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） おはようございます。4点にわたって質問をいたします。

まず第1点、保育行政について。長妻厚生労働大臣は認可保育所の国の最低基準を緩和し、待機児童が多い都市部で保育室の面積基準などを自治体にゆだねる方針をまとめました。保育所の待機児童が多いということで、今でも125%の受け入れを認めています。それをさらに規制緩和で詰め込みを認め、狭い上に園庭もなく、病気の子が休む医務室もなく、2階からの外階段やスロープもなく、防災設備も後退し、子どもの命と安全をどうやって守るのが大問題となっています。そもそも、現在の国の基準は61年前につくられ、ヨーロッパと比べても劣悪な状況です。基準を見直すなら、先進国に見習って食事と午睡室、これお昼寝ですね、お昼寝の分離など必要であり、今、国として保育所増設のために、土地・建物の補助金を大幅にふやすことこそ必要ではないかと考えます。10万人分の保育所を建設する予算は、建設費だけで1,700万円あればできます。5兆3,000億円の子ども手当の一部を回すだけでできるのです。このような動きについて、以下の点をお尋ねいたします。

1、時限的とか、東京など一部の大都市に限定した地域とっていますが、地方自治体で基準を設けることができることになっています。保育の低下は歴然としており、この点についての見解を求めます。

2、野洲市においては125%の受け入れをしているならば、現行基準の0から1歳児1人当たり3.3平方メートル以上、2歳児以上1.98平方メートル以上、園庭は2歳児以上3.3平方メートル以上について、認可保育園の現状はどのようになっているのか、防災面も含めお尋ねいたします。

3、野洲市において来年度から実施される幼稚園での預かり保育に138人が希望されているとのことですが、朝8時から夕方6時までの預かり保育は、本来保育園に行くべき子どもたちです。潜在的に保育園が不足していると考えますが、見解を求めます。

また、今、事業仕分けが国で行われていますが、その中で保育料に関して財務省が7階層の保育料の引き上げや、8階層つくることなどを含め、見直しの提案がされ、この事業仕分けで判定がされました。今でも高い保育料であり、保育料の引き下げが必要です。また、延長保育の事業をこれまで一般会計の次世代育成支援対策交付金、2分の1国が出しているのを、年金特別会計の児童手当勘定で賄い、事業主兼市町村が3分の1ずつ出すという見直しの判定も出され、保育をめぐる国の財政出動を削減する内容となっています。この間、公立保育園に対しての費用は構造改革路線で交付税算入になり、不交付団体では自前の財政負担となりました。さらに、交付税の基礎算定も引き下げられ、ますます国が

責任を負わなくなりました。かけがえのない子どもの成長と仕事と子育ての両立を支援していくためには、保育予算をふやすことが必要ではないでしょうか。この点についての見解を求めます。

また、現在野洲市の保育行政で保育所の移転や増設など必要ですが、計画をお尋ねいたします。

2点目に、国保税の引き下げについて質問いたします。

21年度国保税が平均3,300円引き上げられ、多くの市民から国保税の負担が大変という声を聞きます。負担がきついというのは、これまで何回も発言してきましたが、170万円の収入のひとり暮らしの方でも国保税は9万8,996円となり、年金と合わせれば27万1,916円となります。収入の6%が社会保障費です。社会保険の場合は事業主負担があるため、収入の12.39%です。国保の方が4%も高く、金額にして6万1,286円高いということを発言をしてきました。ひとり暮らしでこの差ですが、扶養家族がいれば、国保では均等割があるため、もっと差が出てきます。340万円の収入で、妻と子ども2人で計算しますと、社会保険では、年金も合わせて42万1,260円です。しかし、国保の場合、340万円から給与所得控除を引くと220万円、これが基礎算定となって、ここから33万円の基礎控除を引きますと、国保税だけで34万7,382円と国民年金2人分を合わせると合計で69万9,222円となり、2倍近い開きになります。収入に占める割合は20.6%になり、国保の方が8%も高くなります。給与所得の人は社会保険に加入を義務づける必要があります。しかし、自営業や農家の方にとっては給与所得控除もなく、専従者控除しか引けませんから、もっと負担はふえ、国保税だけで37万円、合計72万9,346円です。国保税等の課税限度額はどんどん引き上げられ、現在69万円です。制度的な仕組みそのものの改革も必要ですが、野洲市でできることといえば、基金を崩すとか、一般会計から繰り入れるなどしてでも負担を下げるべきと考えますが、見解を求めます。

さらに、今回、後期高齢者医療保険について、廃止でなく、4年先延ばしが出されています。また、これまでから言われていることは、国保会計も県段階の広域化を行い、新たな保険制度にすることを検討課題としていますが、広域化しても問題は解決しません。先ほども言いましたように、社会保険では所得割だけであり、半分は事業主負担です。しかし、国保は所得割だけではありません。入っている保険制度により、所得に占める負担割合が違うというのは不公平です。社会保険制度そのものを見直す必要があります。ヨーロ

ッパではもっと企業の負担率が高くなっています。日本では中小企業が多いため、大企業と中小企業と零細企業を同じようにすることはできませんが、もっと国として財政出動を行い、根本的な改革が求められています。見解を求めたいと思います。

ごみ問題について質問いたします。

集中改革プランで22年10月実施で、ごみ袋の引き上げが出されています。ごみの収集及び処理手数料ということで、資料も出されていますが、見直しの視点として、長年手数料の改定を行ってこなかったことと、近隣との均衡を図ること、そして値上げによるごみの減量が期待できるとされています。処理費用の33%といっても、基礎的なベースがそれぞれ違っています。ごみ処理費用全般のところをベースにするならば、野洲市の資料では平成17年から20年の平均処理費用、8億1,964万円となっています。収集運搬費や中間処理費のところをベースにするならば、7億2,100万円となります。また、ごみ袋の製造単価の100%ということベースにするならば、2,155万円ということになります。

野洲市では、当初家庭系の手数料の設定はごみ処理費用の20%程度の負担と見込まれていたが、ごみ量の増大と処理施設の増強により、現状では13%になったと説明しています。この間、ごみを焼却する方法から資源化する方向に変わってきたため、収集も細かくなり、費用がふえ、中間処理施設の人件費などもふえ、ごみ処理全般の費用が増大してきたのです。収入は手数料1億127万円と、資源化の売渡金2,395万円であり、収入の合計は1億2,526万円、差し引くと約6億9,442万円の費用となります。

今回、案3の提案では、それぞれの費用負担率を16%を可燃ごみ、10%不燃ごみ、プラスチックを33%、粗大ごみを38%と示しています。リットルやキログラムで表示して、わかりづらいのですが、現在のごみ袋を大で1枚25円が40円になる。160%の値上げとなります。プラスチックは大で1枚25円が90円の360%になり、大幅な引き上げではないでしょうか。袋の大幅な引き上げはごみの排出抑制につながると見直しの視点で書かれていますが、それどころではなく不法投棄につながるのではないのでしょうか。この点についての見解を求めます。

今、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理やリサイクル優先順位を、第1番にリデュース、ごみの発生抑制、2番目をリユース、再使用、3番目がリサイクル、4番目が熱回収、5番目が適正処分としています。家庭から出るごみはごみでなく、資源として回収する水口の5,000世帯を対象に行われている生ごみは肥料にするためのシステムづ

くりが行われています。ごみの総処理費用を分母にして、負担率16%、10%などとはじいていますが、分母を少なくすれば安くなるということです。また、スーパーなどで、生鮮食料品の販売でトレイやプラスチックなどを軽減し、はかり売りに変えとか、また1回限りのペットボトルから再利用可能なペットボトルにする、このような資源化や販売段階の減量の取り組みも必要ではないでしょうか。見解を求めます。

見直しの視点で、近隣との均衡を図ることを検討とありますが、結果的に近隣でもごみ手数料の引き上げ合戦となっています。これまで栗東市はごみ袋もなく、基本的に無料でした。守山市、草津市も一定量は無料でした。そのときには、近隣との均衡など問題でなかったのですが、今回、栗東市で有料化や守山、草津で値上げが議論される中で、野洲市の負担が少なくなってきたというのでは、市民の立場に立った発想ではありません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の責務にごみの処理は明記されています。しかも、住民税は以前に比べ倍になり、住民の皆さんはこの税金がいったい何に使われているのか、注目しています。すべての市民が生活するのに必要な指定ごみ袋です。循環型社会形成のために分別収集が基本となり、経費がかさむからと袋代の値上げでは、低所得者には重い負担となります。この点についての見解を求めます。

4点目、クリーンセンターの建て替えについて質問いたします。

全員協議会に野洲クリーンセンターの耐用期限と今後の対応についてという資料が出されました。その中に、現状では平成23年までに修繕か、大規模改修か、建て替えかという、そういう選択が出されています。また、大規模改修と建て替えについてのコストも、建て替えの方が安くつくことが出されています。建て替えにあたり、ごみの質問でも言いましたが、循環型社会の第1番はリデュース、2番目がリユース、3番目がリサイクル、4番目が熱回収、5番目が適正処分としており、この観点での建設が必要です。

資料で、ごみ処理技術の一例にエネルギー回収推進施設として焼却、ガス化溶融、メタン化施設、炭化施設、発電施設などが挙げられています。ガス化溶融炉では爆発事故も起こっています。炭化施設も生成物の引き取り手がなければ成り立ちません。発電施設は1日100トン以上のごみが必要です。このように施設はいろいろな問題も抱えています。これまでの野洲市では、検討段階と言いながら、提案されたときには決まっているという状況でした。クリーンセンターの建て替えの位置も大きな問題ですが、どんなごみ焼却施設、エネルギー回収施設を建設するのか、さらにまた、それ以前の問題として、ごみを資源化するための全市民を巻き込んだ取り組みなど、市民公開の場による十分な議論と実践

が必要と考えますが、見解を求めます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員のご質問のうち、クリーンセンターの建て替えについて私の方からお答えをいたします。その他につきましては、担当部長の方からお答えをさせていただきます。

市民の家庭から毎日出るごみを処理しております野洲クリーンセンターは昭和57年4月に運転を開始して以来、今年3月末で27年が経過し、現在28年目に入っております。その間、ごみの適正な中間処理に努めてまいりました。しかし、昨年度実施いたしました精密機能検査の結果、平成27年度末が施設の使用限界であるとの診断が出ております。

そもそも、こういった施設につきましては、当初施設の耐用年数は15年であります。そこに、大規模改修によるいわゆる延命策を図って、10年がプラスされて大体25年が通常の期限、一区切りということになっており、このことは専門的な観点からは予測されてきたことであります。

そういった意味で、先ほど提案された決まりとおっしゃいましたが、これまで、市政の課題としてなつてこなかったことが、私としてはむしろ不思議でございます。こういったことは、先ほど質問いただきました保育園の耐震対策もそうでした、一切課題に上がつてこなくて、先にいろんな施設整備がされてきたという、これが今、野洲市の状況ではないかなというふうに思っております。

そこで、今後の施設整備につきまして、大まかな検討をした結果、大規模改修より、機能及び経済的に有利な移転、更新で対応することと判断をして現在、議会、市民の方に情報と課題をお知らせをしてきているところであります。

さて、ご質問の件であります、どのような焼却施設、エネルギー回収施設を建設するかの検討につきましては、基本構想、基本計画、実施計画と進める中で、特に環境保全面、安全面に加え、経済性等を十分に考慮して判断していきたいと考えておりますが、ご指摘の課題につきましては、私も認識しておりますので、そういったことを含めて検討してまいります。現在のところは検討段階であり、方式等については未定であります。

しかし、基本的にはどういうもの、規模、処理能力、処理方式、機能等を、どこに、これは立地の位置、面積、アクセスの道路、土地の状況、そういったことが課題になりますが、新施設の建設を機会に、市民のごみの出し方、すなわちリサイクル等を含む3Rの推進を含めて、市民のライフスタイルがより環境対応型になるような取り組みをあわせて進

めていきたいと考えております。

次に、市民公開による議論及び実践についてのご質問であります。既に3Rの実践、環境基本計画や各プロジェクトへの市民参加による取り組みをはじめ、施設整備を含む一般廃棄物処理基本計画の策定に係る廃棄物減量等推進審議会やごみ問題市民会議への市民参加もいただいております。今後も、例えばパブリックコメントや市民懇談会の開催など、計画段階での可能な限りの情報公開を行い、市民のご意見・ご提案をいただく機会を設けるなどをして、徹底した透明性の確保をもって計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の保育行政についてお答えを申し上げます。

1点目の、保育基準などを自治体にゆだねることにつきましては、本市では保護者の就労形態の変化などにより、3歳未満児を中心とする保育需要が高まるとともに、多様な保育サービスが求められております。そのため、本年8月に今後の幼稚園・保育所のあり方を明確にするため、乳幼児保育振興計画を策定し、子どもの健やかな成長発達をはぐくむ観点から、地域の特色を生かした保育サービスが提供できるよう取り組みを進めるもので、保育所定員より多く受ける場合でも、施設的な面を考慮し、入所者を定員のおおむね120%を上限に決定をしております。また、国の基準につきましては、あくまでも最低基準との認識により、ゆとりある保育を実施する必要性があると考えております。

2点目の保育面積ですが、県の毎年の指導監査にもありますが、各園とも面積基準をクリアしております。例えば野洲第1保育園では0歳、1歳児は21名で、69.3平方メートルの保育室の必要面積に対して、現状は119平米でございます。2歳以上児は137名で、271.26平米の保育室の必要面積に対し、遊戯室を除いて現状は435.3平米となっており、125%を受け入れたとしても基準を満たしております。

また、防災面につきましては、義務づけられている月1回の避難訓練を各園で実施しております。また、市内には2階以上に保育所を設けている保育所は3カ所あり、各施設とも避難経路となる外階段や非常用スロープなどが設置され、非常時には園児がスムーズに避難できるような構造となっております。

3点目の潜在的な保育園不足につきましては、野洲第1保育園をはじめとする移転新築が必要な保育施設があることから、今後の保育需要を踏まえ、ゆとりある保育室、保育空

間が確保できるよう、22年度中には施設整備計画を策定し、事業着手してまいりたいと考えております。

また、保育料につきましては、国の徴収基準をベースに平均して20%の軽減を図るとともに、平成19年度から低所得階層にも配慮した保育料の設定となっており、保育予算につきましても、障害児保育や一時保育の充実、医療機関と連携した病後児保育への取り組みも進めてまいります。

続きまして、国保税の引き下げについてお答えを申し上げたいと思います。

国民健康保険は、社会保険に比べまして、高齢者や健康上の理由で社会保険を脱退された方を多く抱えるため、医療給付費が高くなるとともに、保険税負担力の弱い方々の加入割合が高くなるなど、国保財政は厳しい状況下に置かれております。また、後期高齢者医療制度が創設された後も、依然として財政状況は変わらない状況でございます。

制度上の問題ともいえるこれらの課題解決を図っていくためには、市町村単位での対応はもはや限界に来ており、これからは事業主負担のあり方や相互扶助制度のあり方、あるいは被用者保険と国民健康保険、後期高齢者医療制度といった保険者の枠組みのあり方など、国政レベルで制度全体を根本的に見直していく必要があると考えております。

これら抜本的な制度の見直しにつきましては、政府・与党においても後期高齢者医療制度の見直し議論の中で、医療保険の段階的統一や統合や一体的な運用といったことを提唱されており、市長会、国保連合会等を通じて、保険財政基盤の評価に向け、国に要望してまいりたいと考えております。

ただ、抜本的な制度見直しにつきましては時間を要することから、喫緊の課題としての財源不足には、短期的な支援策として、例えば国の調整交付金の割り増しなどが要望できないかを、他市町と検討してまいりたいと考えております。

野洲市の国保財政も、加入者の所得が伸び悩む反面、医療費が急激な伸びを見せており、今議会で補正予算をお願いしておりますように、財政調整基金9,000万円を取り崩ししなければ、収支のバランスがとれない状況となっております。結果、基金残高は3,000万円余りとなるなど、今後の医療費の増加に対応できる財政状況ではなくなっており、今後においても状況が好転する要素は見込めず、このままでは税率の引き下げどころか、引き上げを考えなければならない状況となっております。しかしながら、一般会計からの繰り入れにつきましては、これまでからも申し上げましたとおり、現行制度化における適正な財政運営を維持し、収支関係を明確にするためにも、税率を引き下げるための使途を

定めない一般会計からの繰り入れはすべきでないと考えており、現状ではルール分の一般会計からの繰り入れと特定健診・特定保健指導の推進により将来的な医療費の適正化を図りながら、医療給付に見合う保険料負担をいただき、財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、野並議員のごみ問題、ごみの収集運搬及び処理手数料の見直しのご質問についてお答えをしたいと思います。

現在のごみ処理費用に見合う適正なごみ手数料について、平成21年9月30日に野洲市廃棄物減量等推進審議会に諮問を行ったところございまして、現在、その改正について検討を行っているところでございます。

ご質問の1点目の、大幅な引き上げではないかのご質問でございしますが、現在提案しています手数料改正案をもとに、ごみ処理手数料に係る負担額の試算では1人当たり月に77円の増加になります。また、4人家族に換算いたしますと、月に309円の増加になるものでございます。この試算結果では、家計に及ぼす影響はあるものの、今後の継続的に安定したごみ処理を行うための一定のご負担であると考えておるものでございます。

2点目の手数料改正により不法投棄の増加につながるのではないかのご質問でございしますが、手数料の改正によるごみの排出量の抑制効果は一般的に評価をされてございます。全国の有料化実施市区へのアンケート調査におきましても、ごみの排出量が抑制され、不法投棄の増加が顕著に出ていないこととされております。手数料の改正が直接不法投棄の増加にはつながらないものと考えております。しかし、残念ながら不法投棄は今現在も一定量発生していることも事実でございします。今後も各学区の協力をもとに実施してまいります不法投棄監視員と委託業務で実施してまいりますクリーンパトロールとの連携を強化することによりまして、不法投棄の早期発見と回収の連携強化を行う予定でございします。

また、道路や河川等の各施設におきます不法投棄の多発地域や発生状況を施設管理者や滋賀県警に情報提供を行いまして、関係者の連携によりまして不法投棄の対応を充実したいと考えております。また、市広報及び市のホームページを通しまして、不法投棄の状況やその課題について、市民への情報提供を行うことによりまして、不法投棄廃絶について啓発を進める予定でもございします。

3点目のごみの資源化や販売段階の減量化の取り組みの必要性についてでございしますが、

ご提案されています廃棄物の処理に伴う3R、リデュース、リユース、リサイクルでございますが、重要であると当然認識をしております。今年度改定します一般廃棄物処理基本計画の基本理念といたしまして、市民参加による環境負荷の低減を図る仕組みの構築と3Rの実践により持続可能な循環型社会を構築することを掲げております。この理念をもとに、ごみ処理手数料の改正だけでなく、市民の合意形成をもとに費用対効果を見極めた効率的なごみ処理システムを構築する方針であります。ご提案いただきました内容は、現在におきましても一部取り組んでいる内容もございますが、先ほど述べました観点をもとに今後さらに検証したいと考えております。

4点目の手数料の改正による市民負担の増加につきましてのご質問にお答えします。現在、ごみの分別品目は有料化いたしました昭和57年の3種類から15種類に拡大をいたしております。収集頻度も当初月11回が28回に増加もしております。ごみ収集及び処理に係る費用も増加傾向にあるということになります。また、そのうち4種類を除いた11種類を無料で収集しております。さらに、平成12年6月に公布されました循環型社会形成推進基本法に基づきまして、ごみ処理に伴う環境負荷の低減を図るため全国においても3Rの取り組みをされております。近隣市でもごみ処理に対する同様の取り組みなどから手数料の改正の1つの要因となっております。このことから、今回の手数料改正ではごみ処理費用に対して一定の受益者負担をいただくことで、今後ごみの3Rをもとに継続的に安定したごみ処理を行うため、過大な負担にならない範囲において設定することで現在検討を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 保育行政についてですが、最近の新聞でも詰め込みの保育で、認可保育園で厚労省が初めて公開しました。死亡事故49件、これ2004年以降の数字で無認可が30人、認可が19人というような、こういう結果もあらわれています。野洲市の場合、今、市直営が5園、認可民間が5園、10園ですね。無認可というのはどういふふうな把握をされておられるのでしょうか。この実態もお願いします。

それと、詰め込みということで、どんどん規制緩和がされていっておりますので、園庭がなくてもいいということで、近くに公園があればいいとね。そういう形で、この小さいときの子どもの泥んこ遊び、砂場に水を入れて泥んこ遊び、本当に大好きなんですけれども、園庭がないということは泥んこ遊びは基本的にできない。近くの公園までここもよく

子どもらがだあっと先生が連れて、公園まで移動されてますけども、そういう形で園外保育という設定をして連れて行って遊んで帰るといふね、そういうふうな形になっています。だから、無認可の状況はどこでも部屋でもできるという状況ですから、本当に保育の質そのものがどんどん低下をしていくということもありますので、民間保育園で、認可、野洲の市の公営の場合は今120%上限って言われましたけれども、明照保育園なんかはもっと入れておられるのと違いますか、あやめとか。保育園に預けるのに園を見に行ったら、狭い部屋にもう子どもがいっぱいみんな座って、自分の前のこのぐらいのスペースしかあいてへんような、そんな教室の中で保育実態だったと言うて、お母さんがおっしゃってました。ですから、そういった意味では、面積的にあっても、そこには着がえのボックスを入れんならんものとか、何やら机とか、何やらかやらかいという形でいっぱい物があるんですよ。ですから、そういった物を差し引いて本当に子どものスペースが確保されているのかどうかという、そういった部分、私、公立の場合はできているというふうに思います。しかし、そういった民間の部分のところができているんやろうか、調査されているんやろうか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。どうなってんのか、除いたスペース。実際の子どもの遊べるスペースというのがどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、幼稚園で預かり保育が138人ということですが、祇王で32人、北野で21人、野洲で16人、野洲が少ないというのは、これ時間帯が9時から5時という形で、通常普通のところは朝の8時から6時までですが、野洲だけが1時間ずつ少ないんですよ。そういう関係で多分人数が少ないというふうになっていると思うんですけども、こういった状況ですが、保育園で3歳児は昼寝をしているのと違うんでしょうか。そこらあたり、この預かり保育の子どもたち、祇王32人、北野21人ですが、3歳児が何人おられて、そういう昼寝の部屋というのが確保できるのでしょうか。以前、祇王幼稚園に寄せていただいたときに園長先生が、預かり保育をするんやったら園舎の増築をしないともう部屋はありませんって言うておっしゃってたんですけども、そういったことを何もされずに、これ来年から、4月から預かり保育ということになります、こういうところがどういうふうになっているのかっていうのが、保育のどういうふうになっているのか、ちょっとそれお尋ねしたいと思います。それでもう一つ、待機児童、保育園での待機児童というのがいったい何人いるんか、年齢別に、お知らせして下さい。

保育の部分で、今、答弁がありました22年度中には整備計画を立ててやるということ

ですが、野洲の第1保育園の移転の問題は大分前から近隣の住民とのトラブルの関係で出ていたと思うのですが、それがどういうふうに今展開がされているのか。また、栄のところにある第2保育園、あそこもかなり送り迎えの関係で危ない状況もあるっていうことで、あそこの問題もどういうふうに解決されておられるのか。今どんどんと住宅が建設されていておりまして、祇王とかは、本当に増設というのか、園をつくらなあかんのと違うかなというふうに思うんですけども、そういった計画も入ってるのかどうか、お尋ねします。

それと、先ほど、国保税の部分ですけども、これ170万円で国保の場合と社会保険の場合、これが340万円、この夫と妻と子ども2人ということで、つくってみました。社会保険の場合は人数がふえても全く保険料は、年金の部分やいろいろとあるんですけども、4人家族になっても年金は変わりません。そういうところで、社会保険は金額的に率で決まっていますから、子どもの数がふえても妻がふえても変わらないわけですね。この国保の部分のここの3つの部分を拡大してみました。国保の場合、340万円、社会保険の場合340万円、同じ340万円の所得なんですけども、圧倒的にこの健康保険の部分なんかは2倍、2倍以上です。年金も若干多いです。国民年金2人分ですからね。ですから、こんだけの社会保険と国保の場合、同じ所得でありながら2倍ぐらいの差が出てくるんですよ。すごい差だと思います。もう自営業やら農業の方々は致命的ですね。この差については、広域化しても解消しません。国からお金を本当にもっと出してこないで、この差は狭まらない。根本的に健康保険の問題は（発言する者あり）この今引き上げんとしようがないというようなことをおっしゃいましたけど、とんでもない。今でもこんな状況で、社会保険の方に比べたら所得に占める割合が2割以上になって、本当に大変な状況となっています。基本的にこの問題ではどういうふうにされようとしてんのか、もっと一般会計からの繰り入れとか、今言われた交付税をもっと出していってもらおうとかいうことが必要ではないでしょうか。もう一度ご答弁を、ちょっとグラフに基づいてお願いします。

それと、今、ごみ問題ですけども、廃棄物処理業務のこの法律、6条3項で業者への協力というのが出されておりますね。そういうことを求めることができるということで、野洲の場合、そういった販売をされている業者に求めるということをしていかならんのと違うんでしょうか、されているのでしょうか。

もう一つ、この法律の6条2項に市の責務というのがあります。これは、とにかく収集し、運搬し、処分しなければならないということになっております。それが、法律として明らかになっておりますから、ですから、運搬料だけを手数料という形でもらっている

ということが、この資料の中の6ページにも書かれていますよね。運搬経費だけで、収集運搬費、多治見市とか、青梅市とかいうのは、運搬費をもとに手数料が定められていますね。この表を見て、法律に基づいて市の責務としてあるということで、税金を使っていくという観点であろうかと思います。今、最後に言われた過大な負担にならないような一定の受益者負担が必要と言われますが、1袋330%にもなるような、360%にもなるような1袋90円とか40円になるとか、毎週出されておられる、生活する上でごみは出てしまいますからね。その負担をしてもらうのに、この金額が過大ではないという認識そのものが私はずれていると思います。皆さん、ええって言われますよ、この金額を聞いたら。そういう意味で、もっと基本的な部分の計算が私は必要でないかと思います。もっと水口のやっておられることの検証とか、そういうことが必要ではないでしょうか。ご答弁をお願いします。

それと、クリーンセンターの建て替えですが、基本的な基本計画、これ、いつ出しているだけなのでしょう。もっと本当に議論する場所というのが必要です。パブリックコメントとか懇談会とか、ああいうちょっとした集まりではなくて、それぞれの各自治会で、地区懇で、同和で地区懇を集められるのと違って、この環境問題でそれぞれの在所で地区懇をやるぐらいの形でみんなで議論をする、そういうなんが今必要な違うのでしょうか。この間北野に環境の取り組みに行ったんですけど、本当に来られている方はばらばらでしたから、もっともっと地についたそういう議論する場が私は必要やというふうに思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再質問にお答えをいたします。幾つかいただいていますけど、大まかなところを私がお答えをして、また細部は担当部長からお答えします。

まず、保育園・幼稚園の問題ですけれども、幼稚園は教育委員会が所管であります。関連していますので申し上げますと、先ほども保育園のこと言いましたが、野洲の課題設定では保育園は一切上がってませんでした。今ご指摘のように野洲の第1保育園、そして第2保育園、今おっしゃいました栄にある保育園、そして三上保育園は容量の問題もありますと共に、耐震対策ができていません。ですから、建て替えないとだめと。そこでの対応だけでは無理ですし、そもそも敷地がもうございませぬので、全然別の場所へもっていかないといけないという難題になっています。ということで、一切手が付けられないまま来ていまして、今どうなってますかと言われると、どうもなってないという状態です。

私になってから、いろいろ模索をずっと、就任以来ずっとしているんですけども、野洲

の第1保育園で言いますと、ちょっと長くなりますけど言いますと、あその場所では建て替えられません。そうすると、新しい保育園の場所を求めないとだめです。そうすると、これからのことを考えると、今の幼稚園も新しいところはPFIでやって、増築分は新しいんですけども、いわゆる校庭の部分とか園庭の部分、あるいは駐車場、迎えに来られる方の駐車場を考えますと、あの場所でもいいかどうかもありまして、本当は2つを合わせてどこかへ、2つを合わせて割ってどこかへというのが大まかなところとして、私としてはいいと思っているんですが、これもPFIでまだまだ大きなお金を払い続けていかないといけないということで、これももともとの見通しの甘さが起因しています。そういうことで指示を出しているんですが、担当としてはその解決ができないという状態なので、できるだけ早く手をつけたいと思っています。そういう意味で、少し時間をとって22年というふうにしてあります。栄も同じように、あの場所で建てられない。そして、周りが住宅に囲まれていまして苦情が出てると。ということで、新たな場所を見つけて建てないといけないということになってます。三上保育園も同じことで、今の場所ではだめですので、どこか場所を探さないだとだめ。関係者からは、できれば幼稚園、小学校に近くとおっしゃっているんですが、幼稚園も今敷地が狭くて危ない、駐車場がないということで、何であんなところへ建てたんかと私も思っていたら、みんなが何であんなところへ建てるんやと言っていたという場所になっています。

本当ですと、幼稚園と保育園を一緒にしてどこかに持っていくべきなんですが、まだできてから新しいので、頭を抱えているという状態ですが、頭を抱えていても始まらないので、客観的に条件を整備してできるだけ早く解決したいと思っています。

ただ、もう一つひっかかっていますのは、市の計画で民間にすると、保育園を民間にするとなっています。民間にするだけで、前の1期目に市制発足4年間の方向になっているんですが、どの保育園を民間にするかは全然決まっています。民間で採算が合うのか、できるのかについても全然ないということで、民間にするかしないかについても検討が要るかなと。

私としてはなかなか難しい。なぜ難しいかと言いますと、発達支援の子どもさんの比率がすごく高くなっています。民間ではなかなか預かっていただけない。そうすると現状でも公立へ来ておられます。そういうことからすると、民間というやり方も検討しないといけないかなというふうに思っています。現状ではそういうことで、できるだけ見通しを早く立てていきたいと思っています。

それと、待機の細かいことは部長から答えますけれども、これも預かり保育をしたことは結果的に保育所・保育園の待機がある解消策にしかかってないと思っています。ですから、野洲の幼稚園で預かり保育をしたというのは、道路を挟んで至近距離に保育園があるのに、わざわざ朝早く夕方遅くまで幼稚園で預かることの意味がわからないわけですね。幼稚園に預かってほしいとおっしゃるのであれば、幼稚園のスタイルでいいわけですから、それはそれでいいんですが、そこで至近距離にあるところで実際の幼稚園を保育園化してしまう施策というのはこれは方向性がないのですが、とりあえず今申し上げたような施設の限界があるので、祇王、北野も含めて、預かり保育を始めているという状況でございます。

次に、ごみの負担の問題ですけれども、おっしゃいますように廃棄物処理を、廃掃法では責務となっています。ただ、法律の趣旨は、ご存知のように、ごみというのは基本的に生ごみを想定してまして、衛生面で土地のサービスとして、これは責任を持って預かるということですが、今の私たちの生活は膨大にごみが出ています。その廃掃法がつくられた一番の原点からしますと、ごみの量は種類も量も変わっています。それを丸々公的な財源だけで賄うというのは、これはもう制度として成り立たないと思っています。それと、運ぶだけのお金といいますと、これも先ほど部長が答えましたように、瓶も缶も新聞紙も布もありますけど、そういうものは全部ただで運んでいます、ペットボトルも。そういうのはいただいていません。どこでそういうのをいただくかといえば、あまねく出している燃えるごみ、あるいはプラスチック等でいただくということで、誰も値段を上げたくないわけですし、上げる競争も一切していません。ただ、今回、データをきちっとお示ししたので、今、引用していただきましたように、大体平均して8億円余り、8億数千万使ってまして、収入は1億数千万です。そうすると7億弱を一般財源から持ち出しているという状況です。そして、ここに先ほどお答えをいたしました、クリーンセンターの建て替えが来ます。基本的に初期投資は公的財源で賄おうと思っておりますけれども、誰が金をお出しになるかといえば、市民がお出しになるわけです。一般財源で賄えないのであれば、市民共通で少し、袋代という形ではありますが、処理のごくごく一部です。ですから、当初の設計どおり20%をとということで今考えております。

水口の例、私も知っておりますけれども、あの制度がうまく普及しないというのは、地域性があってはじめてできていまして、水口をまねようと思って、どこもうまくいきません。そして、いろんな仕組みがございます。単純に水口の仕組み、仕組みとおっしゃ

いますけども、徹底的に検証もしましたし、今回の構想の中でもう1回検討してもらおうと思いますが、そう簡単に水口のシステムが取り入れられるものではないというふうに思っています。

それと、クリーンセンターのあり方につきましては、徹底的に公開で進めようと思っています。ただ、コミュニティセンターをつくるのと違いまして、クリーンセンターをどこに立地させるかという、あるいは車を買うといった事業ではございません。ですから、地区懇で、クリーンセンターの上物だけを議論しても、どこにというセットでございませうから、そういうものとして物事を考えていただかないと、全自治会を回って、どんなクリーンセンターがいいのかという議論だけでは私は済まないと思っておりますけど、そのあたりどうお考えかなというふうに思っています。

ですから、いわゆるアセス法ができたときの附帯意見になってますけれども、計画アセス、構想アセスと言われているような立地条件も示しつつ、そこに乗ってくる建物、そしてその運営、そして効率、経済性も含めたデータをきちっと市民にお示しをした上で決めていただくような手続をとろうと思っておりますので、ぜひ積極的なご意見を賜ればというふうに思っています。

詳細につきましては、部長の方からお答えをいたします。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えを申し上げます。

1点目は無認可ということで、ポポラー保育園というのが郵便局の近くにあります。

十数名の子どもたちが平均して保育されてるようですが、これにつきましては、基本的には県が管轄というのか、とのやりとりで、市としてのやりとりはございませんが、ただ、保護者から入園申し込みの時点で希望を聞いて、例えば公立でとか民間で入れない部分で、そのあたりで入所状況等を確認しながら、ポポラー等の入所状況を聞いて、連携をとっているというところでございます。

続きまして、保育園の中の入所率の中で、民間の状況ですが、10月1日現在で、民間全体で111%の入所率でございます。あやめが120%で、祇王明照が125%という状況になっております。

そうしまして、保育園の面積ですが、ただ先ほど申し上げられなかったですけども、例えば北野ですと、1歳未満児で79.2が100平米とかいうことで、2歳以上児ですと126平米が507平米とか、保育室についてはどこの園も十分まだ保育室では基準をク

リアしているということでございます。

そして、国保で社保との負担割合ということで、おっしゃるとおり負担につきましては、加入者も国保が全国では55歳の平均に対して、政府管掌なり組合健保では大体37、8歳ぐらいの平均年齢です。ただ、所得と保険料負担割合につきましては市町村国保で10.9%、政府管掌で6.9、組合健保で4.6ということでございます。21年度予算ではほとんどが国庫補助というのが、あとほとんど市町村国保で組合健保にはほとんど入っていないということで、先ほど申しました若年とか保険組合の運営上、かなり厳しい中で、医療制度がなっているということを考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 野並議員の再質問の中の預かり保育につきまして、私の方からご答弁を申し上げます。

まず、預かり保育の来年度からの3歳児の希望者、申込者はというご質問が1点目でございます。11月現在での申し込み状況でございますけれども、来年度から野洲幼稚園、祇王幼稚園、北野幼稚園に新たに預かり保育を導入させていただくんですけれども、野洲幼稚園の3歳児は7人希望しておられます。それから、祇王幼稚園は13人、北野幼稚園は7人でございます。

それから、お昼寝をする場所、3歳児のお昼寝をする場所があるのかと、確保できているのかというご質問が2点目でございます。まず、9月補正では各園に、3園でございますけれども、3室の空調設備を入れる予算をお認めいただいておりますので、物理的にはその辺でまず解決ができます。それと、部屋の関係でございますけれども、野洲幼稚園は保育室がございます。それから、祇王幼稚園につきましても、保育室を利用していき、それから北野幼稚園につきましてはフリースペースを利用していきたいというように考えております。

それから、最後に祇王幼稚園の関係で、部屋が足りないという園からのお話もあるというご質問だったと思っておりますけれども、祇王幼稚園の場合は、近隣の開発等によりまして園児の増加傾向が著しいということが言えます。一方で、教育委員会としましては定数の抑制も図っていきたい。例えば3歳児25人、4、5歳児30人まで抑制していきたいなという考えもございますので、根本的に施設の面では課題があるという認識をいたしております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 申しわけございません。1点、答弁漏れがございました。待機児童の年齢別のということでございましたんで、現在でゼロ歳児が10名、1歳児が9名、2歳児が12名、3歳児が2名、4歳児が3名、5歳児が1名の合計37名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 保育園の問題は、もう問題山積ということが出てきたと思います。待機児童も37人、預かり保育をやった関係で解消されるかと思っていましたが、4歳児、5歳児でもやっぱり待機になっているということは、保育園から幼稚園の預かりに回ったのではなく、幼稚園児の母親の就労で預かりということが出てきたというふうに今思いました。ということは、0歳から2歳までで30人からの待機児童という状況ですから、保育園そのものが不足しているというのが現状であろうかと思えます。行政としたら、いや、あそこを希望しているのにこっち行かへんしやとかいう、いろいろ言われますが、やはり希望されているところに保育所の数が足りないということだと思えますが、それは認識されておられますか。希望している場所に保育所の数が足りないんだという、その認識、そこがあれば、そこに保育所を建てるということをやらんとあかんと思えますので、それを確認したいと思えます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

希望される場所には入れてないという事実ですので、そこらを踏まえまして今後整備計画を立てていきたいと思えますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10号、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） おはようございます。14番、丸山敬二です。議場で発言させていただくのは初めてで、緊張で足元もちよっとすくんでますけど、精いっぱい頑張ります。

すので、よろしくお願いします。

大きい2項目について質問させていただきます。

1点目、各種委員会等における検討結果の実施状況について。

私は昭和59年に野洲の市民となりまして、今日で25年が経過いたしました。この間、野洲市給与所得者の会の会長としてまちづくりに積極的に取り組んでまいりまして、行政とのかかわりは深いものがありました。中でも、各種検討委員会、それから審議会等の委員の委嘱を受け、野洲のまちづくりのため、またひいては、野洲市の発展の一助となるよう努めてまいりました。委員会では、条例に基づきまして、その内容に沿った専門分野の方をはじめ、幅広く委員の方が委嘱され、諮問された内容について活発な議論がされています。その中で検討された内容は最終的には市長あてに答申とか提言とかいう形で報告をされております。そして、その報告は事務事業実施の参考として活用され、具体的に事業展開をして実施となるはずです。

委嘱を受け、真剣に検討して意見を出し、実施計画もできているのですが、具現化されていないものが見受けられます。このような例につきまして、私が関わっていたものの中から2つ例を挙げてみます。

まず、平成15年に野洲町交通バリアフリー基本構想策定委員会が設置されました。で、19名の委員で5回の策定委員会を開催しました。そして、ワークショップを2回、このときは延べ124名の方が参加されました。そして、最終的にパブリックコメントを行い、5件の意見がありました。これらをもとに、平成16年の3月、交通バリアフリー基本構想が示されました。そして、平成17年度には交通バリアフリー推進協議会が設置され、平成18年3月、具体的にバリアフリー化の整備を行う年度展開が出されました。これが野洲市交通バリアフリー特定事業計画というものです。

この計画によりますと、来年度、平成22年度に事業が完了する区間がたくさんあります。しかし、私が見ている限りでは、工事がなされているような様子はほとんど見られません。平成17年度末に計画が示されて4年になりますけれども、ほとんどが実施されていない。なぜこれが実施されなかったのでしょうか。計画時点から大きな変化があったのでしょうか。そして、さらにこの計画は法律で、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、実施するというふうに定められています。にもかかわらず、実施しているという様子はほとんどうかがえません。前述の三者はこの計画に対して、どのように取り組んでこられたのか、また、今後の計画はどのようになっている

るのかをお伺いします。

2つ目の例ですけれども、本市は平成16年10月に旧野洲郡2町が合併して誕生しました。合併の理念は、小さくとも自立する新市の創造として、新市まちづくり計画が策定され、華々しくスタートを切りました。しかし、市民税の歳入が思うようにならず、効果的で効率的な行政サービスを実現するために、財政の健全化に加え、職員の意識改革、行政運営等の改革が必要との判断から、平成18年6月、野洲市行政改革推進委員会が設置されました。そして、3カ月間に6回、短期間に6回という委員会を開催し、検討結果を市長に提言という形でまとめて提出いたしました。委員の任期は2年ですので、平成20年の3月末までありまして、その間に数回実施状況の報告を受け、各委員さんからいろいろご意見とかを申し上げました。しかし、行革推進委員会では補助金の交付や使用料の徴収について、旧中主町、旧野洲町時代がそのまま引き継がれているところがあるので、早期に適正に見直す必要があるという意見が出されていましたが、見直されていたのかどうか疑問であります。この例についても委員会の意見が反映されていないというふうに感じます。これの経過について説明を求めると共に、市民から不公平感の出ないように補助金、使用料については、制度も含め今後の対応を伺います。

この例は、私が関わったものですが、他にもこういったもんがあるんでないかと。市民が指名であれ、公募に対する応募であっても各種検討委員会等に加われば、皆さん真剣に検討し、その結果を報告しています。こういった検討委員会等の報告を受けて、事業計画なりを立てて実行するようなものは、タイミングを見計らって参加者への報告、報告というかたいものでなくても、進行のお知らせ程度でもいいと思いますけども、私はこういったことが必要ではないかと思いますが、市としてはどのように考えているのかもあわせてお伺いします。

2点目ですが、前納報奨金制度廃止に伴う市民への周知について。

平成22年度から住民税、固定資産税の前納報奨金制度が廃止されます。市民の方には、廃止する理由は理解できているのでしょうか。11月の20日ごろ、もっと前かもわかりませんが、当該納税者あてにはがきを送られてきました。そのはがきを見た人から、廃止という、一方的だという声を聞きました。私もそのはがきを見たとき、理由らしきものは書かれていないと認識しました。制度の内容を簡単に書き、「この制度は税の早期確保や納税者の意欲の高揚などを目的に創設されたものですが、野洲市では平成22年度から廃止することになりました」としか書かれていませんでした。あとは引き続きやられる方の手

続について書かれていると。広報にも同じような内容で載っておりました。10月31日発行の市議会だよりには、審議したこと、それから条例の改正が書かれておりました。ホームページも見てみました。ホームページも同じように「前納報奨金制度を廃止します」と、これだけしか書かれていませんでした。

この制度を活用している市民にすると、今の厳しい時代に支出を少しでも抑えようとしているのに、一方的に廃止しますでは納得できないのではないのでしょうか。私は他の自治体ではどうなっているのかと思ってホームページで幾つか調べてみました。そうすると、制度を廃止する自治体のホームページで、私が見たものは理由がきちんと書かれていました。こういったことについては、この周知をした担当部署は、この内容で市民が理解できると判断したのか、なぜ理由を述べなかったのか、その点をお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、丸山議員のご質問の各種委員会におけます検討結果の実施状況につきましての野洲市交通バリアフリー特定事業計画に基づく事業実施の進捗状況に係るご質問にお答えをさせていただきます。

平成18年3月に野洲市交通バリアフリー特定事業計画を策定し、野洲駅を中心としたおおむね1キロメートルの範囲を重点整備地区として平成22年度の完了を目標に整備計画を策定いたしております。このうち、県道につきましては、県道木部野洲線では今年度から着工が予定されているところでございます。

しかしながら、市道に関しましては一部、市道市三宅妙光寺線の産婦人科病院の前には既に整備をいたしておりますが、また今年度から市道久野部西線でございますけども、これはタクシー会社の前の市道でございますけども、ここで一部工事に着手予定をいたしておりますが、整備が急務となっておりますJR野洲駅周辺では、まだ着手に至っていない状況でございます。これは基礎調査が十分に実施されていなかったことに起因しております。私どもは計画に無理があったと考えております。なお、現在野洲市交通バリアフリー特定事業計画を検証した内容に基づきまして野洲駅前中心市街地整備計画を策定いたしまして、新たな補助事業の採択を受けられるように進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 丸山議員からご質問の各種委員会における検討結果の

実施状況についての２点目についてお答えを申し上げます。

本市を取り巻く財政環境につきましては、平成２０年度に入り、世界経済の悪化により法人市民税が急落をいたしました。平成２１年度予算は何とか切り抜けましたが、今までの本市の財政運営手法を大胆に、そして早急に改善しなければ、これ以降の財政運営ができない事態となりました。このため、「この計画では完全な収支バランスがとれない」と前置きされていた当時の財政健全化計画に優先する計画として新たに提案し、取り組みを進めておりますものが、今回の財政健全化集中改革プランであります。

ご指摘いただいております具体項目のうち、まず施設使用料につきましては当時の財政健全化計画アクションプログラムに基づき平成１９年度末までに事務レベルでの検討作業を一定終了し、具体案も作成しておりました。平成２０年度に入ってから、これを庁外での議論に呈するべく、第２期となります行政改革推進委員会でこの内容についてご説明をさせていただきましたが、その後諸般の事情により中断をいたしました。そして間もなく経済状況の急変により集中改革プランを立案しなければならない状況となり、今日に至っております。

集中改革プランは緊急のプラン立案でありましたので、ここでは同委員会からご指摘いただいたような原価と料金との対応関係を明確にして全施設の料金設定を統一した基準で見直すようなことまではできておりません。しかしながら、学童保育所や放課後子ども教室の使用料の見直しを既に実施をいたしました他、元気カード所有者に対する一律の免除措置等を見直しを次年度から実施する方向となっております。

なお、中断しておりました施設使用料につきましては、施設の統廃合が一定果たせた平成２２年度から作業を再開し、利用の実態を踏まえつつ、統一的な考え方で整理をしていく予定でございます。

次に、補助金の見直しに関する進捗状況であります。財政健全化計画アクションプログラムに基づき平成１８年度に補助目的等の調査を実施し、第１次の補助金の整理合理化に関する指針を策定し、事務費の３％削減などについて平成１９年度予算に反映させました他、幾つかの補助金で縮減圧縮が可能なものを対象に見直しをし、削減を実施しております。

平成１９年度におきましては、第三者機関である行政評価外部評価委員会におきまして５９件の事業補助金について検証を願い、平成２０年度予算に向けて、自治会関係の複数の補助金を交付金として一本化するなど改善をいたしました。

平成20年度におきましては、同評価委員会におきまして広域団体負担金から抽出した24件の検証を実施願ひ、一部について見直しを実施しております。ただし、この間の補助金の見直しにつきましてはいずれも小規模でまだ個別的な対応であり、抜本的改革と呼べるものではございませんでした。

21年度に入ってから集中改革プランの取り組みにおきましては、個別の補助金の見直しに加え、広域団体負担金や団体補助、事業補助等を対象に補助対象外費用を設定することで2年間のみの抑制のものを除きますと、約7,000万円の削減を見込んでおります。

このうち、ご指摘の団体補助の見直しにつきましては現在査定作業とあわせて調整を行っている段階でございます。団体育成の観点から補助対象団体との個別調整を無視して強硬に実施することができない案件でありますことから、次年度からすべてを実施することは相当困難という見通しであります。見直し完了までにはまだ時間を要するものと考えております。なお、団体補助につきましては、必要ではあります、補助金が既得権とならないように常に補助目的に照らして必要性和妥当性の観点でゼロから見直しをする必要があると考えております。

最後に、参画いただきました委員にあてて報告をするべきというご意見に対してでございますが、まず、計画の進捗状況につきましては全市民に丁寧にきめ細かく説明していくことで、当時の委員への説明は果たせるものと考えております。また、当該委員会が継続している場合で、ご提言等をいただくべき必要がある場合は、現任の委員会に報告するべきと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、丸山議員の前納報奨金制度廃止に伴う市民への周知についてのご質問にお答えをいたします。

前納報奨金制度の廃止につきましては、野洲市財政健全化集中改革プランの見直し対象事業として提案、決定をさせていただいたものでございまして、市広報の7月号等で集中改革プランにつきまして詳しく掲載し、並行して市民懇談会を各コミセンで延べ7回開催するなど市民への説明やご意見をお聞きしてまいりました。

平成21年9月定例市議会におきましては、今回の廃止を市税条例の一部改正として提案をさせていただきまして、総務常任委員会で慎重にご審議をいただきまして、本会議で

議決をいただいたものでございます。なお、11月号市広報、市ホームページでの周知とお知らせ文書を納税者の方に送付いたしましたのは、今回の制度廃止によりまして来年度からの市税の納付方法や、あるいはまた事前の変更手続きがどのようになるのかを事前にご説明するために行ったものでございます。

制度廃止理由等につきましては、野洲市財政健全化集中改革プランの中で十分にご説明申し上げ、ご意見を伺ってまいったと考えております。

なお、今回の周知等の結果、納税者の方から納税手続及び今回の廃止についてお尋ねをいただいておりますが、丁寧にご説明を申し上げているところでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） それぞれお答えいただきましたけども、1番目の各種委員会等における検討結果の実施状況、これについては一応経過はわかりましたけれども、この今回の今日の質問の中では、その中身が云々というのが私の目的ではなくて、最後の実施状況をやはり知らせるべきではないかなと、こういうことを申し上げたかったので、先ほどの2件、例に挙げましたやつの報告をいただいた分につきましては、また、次回以降の議会の中で詳しく説明を求めてまいりたいと思っております。

その周知というのは、特に報告はしない、委員さんには報告しないという理解でよかったんかと思っておりますけども、広報とかそういったところ、ホームページなりで言うということだったんですけども、それではちょっとまずいんじゃないかなと。どのような内容で報告されているのかわかりませんが、私は少なくともそれぞれの検討委員会なりの委員長あてぐらいには少なくとも、そんな細かいことはいいと思うんですけど、現在こうなっていますとか、今後はこういきます、あるタイミングで結構ですんで、そういうのが必要ではないかなということをご希望をしておきます。

それと、済みません、先ほどの中で、各事業者から、事業者の計画ですね、これはどうなってるのかということなんですが、先ほど言いました法律の中で決められている公共交通事業者ですね、バスとか鉄道の、この辺は何か取り組みされてるのかどうか。道路特定事業者とか交通安全関係は市の方で対応していただいておりますけども、特に交通関係の方はどうやったのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

それとあわせて、このバリアフリーの検討会をやったときに障がいをお持ちの方も

参加されておられます。先ほどありましたように、1キロの範囲を実際どうなっているのかということ、現状確認ということで行きました。車いすの方は非常に通りにくいところが多い、障害物があるとか、狭いとか、傾斜になっていると、いろんな意見が出ました。特に野洲駅、南口、北口もそうですね、段差のあるところ、あれを何とかしてほしいというようなことで、障がい者の方は、その中で涙ながらに訴えておられました。私も先ほど言いました給与所得者の会の関係で行政懇談会の中でもこの話は申しあげましたけども、一向に進んでいないと。先ほどの中で、補助金事業としてということがありましたけども、補助金当てではなくてですね、こういうところは早急にやっていただきたいなと思いますので、ひとつよろしくこれはお願いします。

それから、もう1点の前納報奨金制度廃止に伴う市民の周知についてですが、話の中で、集中改革プランで市民の皆さんに集まっていたいただいて説明したと、こういう話がありますが、私もあれコミセンの方へ行きましたけども、一々こんなことは覚えてないですし、重さがこっちはないという認識ですね。それと、そういうことをやったからというて、市民皆さんに説明ができたんかというところは非常に疑問に思います。先ほど、野並議員もありましたように、コミセンでやるんでなくてもっと下のレベルまでやれやという話ありましたけども、そこまでは求めませんけれども、少なくとも先ほど言いました実施の段階でなったことを周知するときには少なくとも理由を言っていたきたいなと。他の市町のホームページで私見ましたら、それぞれ皆さん他のところは書いてました。こういう制度、こういう理由で制度はできました、今度はこういう理由でこれは廃止になります、そういうふうきちんとホームページで載っていました。やはりそういうのが大切ではないかなと。昨日のここでの市側のいろんな各種答弁の中でも、ホームページに載っているから見てくれというようなのがありました。それから、先ほどの各種委員会の検討結果の実施状況、これについてもホームページ等で言うてるというような発言がありましたけども、野洲市のホームページはもう少し丁寧に書いてほしいなという気がします。皆さん、見ていただいたらわかりますけども、なかなか理解がしにくいというか、市民にわかりやすく、これは説明責任というのか何かわかりませんが、やはり市民の理解が得られるように説明をしていただきたいなと思いますので、先ほどの、要は障がい者の方がおっしゃっていた、あの涙ながらに訴えたというのが、私は物すごく、これは何年も心に残ってますので、その辺ちょっとどう考えておられるのかということと、今後の周知方法についてどういうふうにお考えなのか、お願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、丸山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

幾つかございましたけれども、まず交通事業者の取り組みはというのがございました。特にＪＲ関係とバス会社ということになるかと思えますけれども、ＪＲにつきましてはエレベーター、エスカレーターの設置につきまして、県下では大津に次ぐぐらいに早く、守山に次いで、２、３番目ぐらいに着手させていただきました。今、駅のホームの方にもエレベーター、エスカレーターの設置をさせていただきましたので、ＪＲにつきましては一定取り組んでいただいているものと考えております。また、バス会社につきましても、低床バスの導入とか、そういった観点で進めていただいておりますので、交通事業者につきましては特にこういったものはないのではないかなど。

残された課題につきましては、当然市の方になろうかと思えます。特におっしゃってました段差解消の問題が一番大きな問題でございますけれども、特に梅元さんの前から島があって、あそこの段差解消が一番大きなポイントになろうかと思えますけれども、それも大きな観点で、今改修はされておりますけれども、あれについてもＪＲのやりとりもさせていただきました。あの段差につきましては、当初、当時建設省、建国協定、国鉄と協定を交わしました。当然あれは協定広場でございますので、野洲市の、当時野洲町の敷地と国鉄の敷地にまたがった広場でございますので、そのときの協定を橋さんご存知ですかと言われました。いや、そこまでは私は知りませんが、ＪＲと協議したときに。実は、あれは当初の協定ではあそこに横断歩道はなかったんですよ、それを当時の国鉄に協議なしに野洲町がやられたということですので、我々はそのやり方に若干反発を持っているんだということもおっしゃってました。ただ、この課題につきましては、今現在、南口の駅前の整備計画を見直しておりますので、その中でＪＲと積極的に交渉して、段差解消に努めてまいりたいなというふうに考えております。

次に、補助金で進めずに一般単独でも進めるべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、私らも当然事業を進める上では特定財源を一番に、厳しい財政状況を踏まえまして、やはりそれをまず第一に取り組むのが我々の使命やと思っておりますので、ただ、先ほど申しました市道で２路線進めておりますけど、なかなか進展が図れないというのが現状でございますので、そういった点も踏まえまして、今後は安定した税収を図りまして、それに基づきましてこういった事業も進めていかねばならないなという

形で考えておるところでございます。

次に、涙ながらに訴えられたということでございますけども、その点につきましては、我々も一番、最も反省するところでございます。今後はそういった方のご意見を踏まえまして、今後の事業の方に反映をさせていくというのが我々の使命やと思っておりますので、そういったところでなお一層頑張っ、そういった意見を反映できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、丸山議員の再質問にお答えをいたします。

前納報奨金制度に係りましての制度廃止に伴います理由について、市民に丁寧に説明をすべきではないかというようなご質問をいただいております。

この今回の制度見直しにつきましては、素案の段階から集中改革プランの1つといたしまして、本年の5月ごろから市民にご説明、ご意見を伺ってまいりました。最終的には9月の議会におきまして、制度の廃止についてご判断をいただいたと、こういった一定のプロセスの中で十分にご説明を申し上げたというふうに私どもは考えておるところでございます。したがって、今回のお知らせ文書、あるいはホームページではこうしたことからあえて廃止する理由までは述べてはおりませんでした。9月議会で制度廃止の決定を受けました後、来年度の納付方法、あるいはまた変更手続等につきましては事前に市民の皆さんに周知することが必要であろうという判断をいたしまして、こうしたことを市が目的として行ったものでございますので、この点につきましてはご理解をお願いしたいと思います。

しかしながら、議員からご指摘をいただいておりますように、今回の制度の廃止の理由については、市民の説明責任といった観点から今回の制度の廃止に関わりまして、現在、納付方法あるいはまた変更手続等につきまして、いろいろと市民の方からもお問い合わせ等いただいておりますので、改めまして市民の皆様方に周知する必要性を感じておりますので、この件につきましては一定整理をした上で、早い段階で再度市民の皆様方に廃止の理由も含めまして、市広報等で周知徹底していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

前後しますけど、前納報奨金につきましては配慮が足らなかったと。よそのまのことは別としまして、行政体としてはできるだけ、さっきの野並議員じゃないですけども、確定するまではお知らせをしないでおこうと、できるだけ隠したいというわけじゃないんですけども、そんな積極的に情報を出さないという規制がありました。私になってからは最大限、これは市民のためのお仕事をしているわけですから、秘密はないと。プライバシーですとか、何らかの発注に絡むような情報以外は全部お出しをしようということですが、なかなか意はあっても手足が動かない。まだ意も足らないと。これは常々部長会議でいつも言ってまして、やはりきちっとご説明しないとイケませんと言ってるんですけども、まだそこまで及んでいません。ついつい、ホームページに書いていますと言うんですけど、ホームページを見られる方というのはごく少数だと思いますし、限られています。ですから、可能な限りと思いますので、今回も職員としてはああいうつもりだったんですけども、きちっと手紙を出そうという企画は私もよしとしたんですが、もう一言入ってればよかただけのことですから、これは長々のご説明するよりは、今後はそういう趣旨をもっと徹底していきたいと思っています。

それと、先ほどの段差ですけども、さっき部長が言いましたように、段差をとろうと思うと安全対策が要るということで、あそこが歩道という形を旧の町がとった。歩道だったら段差を付けないと危険だということで、今のままでは段差がとれません。それが出てきたのがベデストリアンデッキです。ただ、デッキは課題があると私が言ったのは、そのデッキは車いすが使えないデッキ、あるいは交通弱者が使えないデッキで、エレベーターもエスカレーターもないデッキはあの今の段差がある歩道よりもうひとつ悪いわけですから、今とめています。現状では、本当はあそこをとって、ずっと遠回りをしていただくということしかないのですが、そうしない方策を今練らせているのですが、制約条件の中で、少しいろいろ課題がございますので、そこを解決したいと思っていて、今のままで段差をとることを私も試みたんですが、歩道としての明示がない限りだめだと、危険だという判断がされているようでございますので、少しお待ちをいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） いろいろとありがとうございました。もう、特にこれ以上言うことはございませんので、今お聞きした内容をぜひとも真摯に受けとめていただいて、前

向きにやっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第11号、第11番、坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） 11番、坂口哲哉でございます。私は、執行側から議決側に変わり一般質問をすることは大変心苦しくございますけれども、常に思っていることを、地域の思いがあることから一般質問させていただきます。軽いジャブで質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

平素は市民の安心・安全について気配りをされていることと思います。そこで、もう少し広く見ますと、道路の管理状況が非常に悪く思われます。まず1つ目は、道路の縁石と路肩の雑草の処理なんです。これは現在は年に1度しか処理されていないと思いますが、いかがでございますか。あるところでは、雨降りのとき、歩道を通っておられる方が両サイドから雑草があるために通りにくくしておられる。それと、車が雑草があるためセンターによって運転されている場合が多いと思います。

2つ目は、道路の縁石のところの土砂等の処理なんです。これは縁石のところ土砂がたまりますと排水が悪くなっていますことから、こういうことはご存知だと思いますけれども、歩道を通っておられる方は雨水排水がうまくいっていないために車のはね等に苦慮されておられることはわかっていただいていると思います。

3つ目には、辻町小比江線でJRを辻町からくぐる手前の左側側帯線が引いてあるところにこぶみみたいなものが出てくることをご存知だと思います。いつになったら修理をするのかなと思いつつも通過してしまうことも多々あるわけですが、ある日、バイクを運転されておられた方が突然中央にハンドルを切られ、後ろから車を運転している人がびっくりして急ブレーキをかけられたことがありましたが、たまたま両者とも反射神経がよく大事故につながらなかったことが幸いいたしました。臨時議会で専決処分されたように、道路管理者に責任を問われかねないと思いますが、いかがでございますか。修理されないのでしょうか。

もう一つ、4つ目、小篠原上屋線の道路施設であります。富波乙に抜ける手前に50の標識がございます。それから市役所方面へ約150メートルか200メートルほど進みますと、40の標識がございます。その標識が5メートル手前で確認できます。なぜ5メートル手前なのかと申しますと、その標識の前に樹木が植栽されているんですね。その樹木を移動するようにと注意したことがありますが、今もそのままであります。移動するか、

処分するか、どちらかにより処理はできませんか。今、市財政は窮迫しているとはいえ、安心・安全のまちづくりの見地から、せめて雑草等の処理を年に2回以上実施できないでしょうか。また、交通安全対策協議会においてもこういった問題は議論されないのでしょうか。啓発ばかりではないと思いますが、いかがでございますか。

2つ目です。地域の信号機の設置についてでございますが、県道希望が丘南線と市道南北桜線の交差点でございます。既にご存知のように、この交差点は事故が絶えません。南北桜線に片側歩道を付けていただいたにもかかわらず、お年寄りが桜墓地へのお参りにも行けない状態が続いております。横断歩道も設置されておられません。農耕車両も通りにくく、作業に影響も出ている現状であります。いつになったら信号機と横断歩道が設置されるのか、めどを言っていただけませんか。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、坂口議員のご質問のうち、交通安全対策と道路管理につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の道路の縁石と路肩の雑草の処理についてでございますが、市内の幹線道路の除草につきましては年1回もしくは2回、シルバー人材センターに道路除草作業を委託しているところでございます。また、滋賀県道路愛護活動を通じまして、市内の各種団体や各自治会により除草作業にご協力いただいている状況でございます。さらには、年間を通じまして道路河川課職員により継続的に除草管理を行っておるところでございます。

ご質問がございました道路の除草処理でございますが、市内すべてにおいて十分満足いただけない状態ではございますが、市民のご協力により一定の適切な管理は図っているものと考えております。そのシステムを実施段階まで現在煮詰めているところでございますので、もう少しお待ちいただきたいなと思っております。

次に、2点目の道路の縁石の土砂等の処理につきましては、道路河川課職員により継続的に土砂の除去作業を行っておるところでございます。さらに、自治会要望や道路パトロールにより舗装状況が原因による排水対策処理といたしまして、舗装修繕工事により排水対策に取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の維持管理でございますが、市道辻町小比江線の現場を確認いたしました。あのこぶができております、あの周囲の状況、いわゆる舗装のひび割れ状況から推測いたしますと、あの既設の地下の埋設のコンクリート構造物が存在をいたしておりますので、

その影響もございまして、車両の通過が重なりまして、その通過のわだちが重なりまして、舗装隆起が起こっているものと思われまます。バイクや自転車が通行された場合には非常に危険なことをごさいますので、直ちに舗装維持修繕にて対応いたしたいというふうにごさいます。今後も定期的な道路パトロールにより安心・安全な道路管理に努めていきたいというふうにごさいます。

次に、4点目の市道小篠原上屋線の樹木の植栽によります標識確認が困難であるご指摘ごさいます。側道標識は公安委員会管理の規制標識ごさいます。このことから、車両運転者に事前に目視確認できるように道路管理者として努めるべきであるごさいます。しかしながら、植栽帯に設置をいたしてごさいます植栽につきましては歩行者の憩いをごさいます働きや都市景観に必要な施設ごさいます。したがって、移植や伐採の方法は現在ではごさいます。こうした施設は植栽の剪定により適正な維持管理を行うと共に、交通安全対策に配慮していきたいというふうにごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 坂口議員の第2点目の信号機の設置についてのご質問にお答えをいたします。

県道希望が丘南線と市道南北桜線の交差点につきましては、市といたしましても信号機の設置の必要性は十分認識してごさいます。以前から守山警察署へ設置要望を続けてごさいます。しかしながら、設置の見込みは目下のところごさいます。滋賀県内では現在600件以上の信号機設置要望ごさいます。野洲市も43件の信号機の設置を要望してごさいます。そのような状況の中で滋賀県下の設置数につきましては、昨年で23カ所、本年度は20カ所の予定と聞いてごさいます。このような厳しい状況であることはご理解いたしたいと思ごさいます。今後につきましては守山警察署に引き続き信号機の設置について要望してごさいます。

また、自治会、老人会、子ども会等への交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図ると共に、また運転者への交通ルールの徹底とマナーアップにも努め、より一層の事故防止策を強化してごさいます。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） 交通安全と道路管理なんですが、この道路標識の問題ですけれ

ども、道路標識は先に設置されていた、その方へ栄の歩道拡幅ですか、歩道を修理されたとき、あの木を移動されたと思うんですけれども、その移動したときに植え方の問題ですね。これをそのまま枝を伐採しただけでは、また伸びてくるんですから、だめなんです。基本的にどけなだめなんです。あるいはもう処分するか、こういうことなんです。

それからもう一つ、信号機の問題でございましてけれども、これは桜墓地が整備されると同時だと思っておりますけれども、南北桜線がほ場整備と共に整備されました。多くの自動車が通過されることから、山側に片方だけ歩道を付けていただきましたが、お年寄りがお墓参りにも行けない状態と、だから事故多発地帯でもあることから早急に付けていただきたい。これは守山署、公安委員会の方へは多分優先順位を付けておられると思います。車で走っていますと、なぜこのようなところに信号機がと思うところもございまして。そういった状況において、優先順位とは何かと疑問を抱くわけでございまして、地域住民の切なる願いではございまして。その優先順位を明らかにされるよう資料をいただきたいことと、関係機関への対応を強くお願いを申し上げたいと思っております。

実は、11月25日でございましてけれども、三上自治連合会が視察研修をされました。私どもの自治会長が出席できないから、私がかわりに行ってくれということで寄せていただきました。滋賀県警への視察をさせていただきました。その中で、県下で二百四、五十だったと思っておりますけれども、要望があり、うち来年度は40カ所を予定していると、こういうふうに言われました。40カ所といいますと、今の滋賀県下の市町の中で大体2基ずつが付けられる予定になると、こういう勘定になるんですが、そこら辺はどうしても付けていただかないと、いつまで経ってもお墓に行けない、先祖を大事にするということの意味合いからして、そういったことから必ず付けていただきたいなど、このように思います。

○議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、坂口議員の再質問にお答えさせていただきます。

道路標識でございましたけれども、移動すべきではないかと。樹木を移動すべきか、標識を移動すべきか、そこはもう伐採すべきかというご意見でございましたけれども、先ほどお答えしましたとおり、やはり緑地はそれなりの効果、いわゆる景観的なもの、また歩行者の憩いの場というものを提供する施設でございまして、そういったことも総合的に勘案しまして、その点が1つですね。

もう一つは、これは規制標識でございまして、速度規制でございまして、これは権

限は公安委員会、公安委員会が設置しておりますので、そういったものを踏まえまして、守山警察と協議をすると共に、一番肝心な見えないということでございますので、今後は剪定作業を十分させていただきまして、そのあたりを中心にご要望にお応えさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 坂口議員の再質問にお答えさせていただきます。

県内の設置状況ですけど、私のところに、手元にある資料につきましては平成20年度は県内ですけども23基、平成21年度は20基と、こういうふうに聞いております。そして、要望件数については600から700基というふうにこう聞いております。

それからもう一つ、設置箇所の優先順位ということでございますけども、この件につきましては滋賀県の公安委員会の裁量で付けられるものでございますので、市の方へまでは優先順位についての公表はないということでございます。

それからもう一つ、先ほどの質問の中で、交通安全対策協議会の中で道路の見にくい箇所とかそういったことの話はないのかという答弁が抜けておったということですけども、この件につきましては、昨日の全協でもお配りしましたように交通事故が山積していると、続いているということで緊急対策会議が今日の2時から開かれるわけですけども、そういうことに基づきまして事故の起きた場所につきましては、各県道でしたら県、それから市道でしたら市の道路管理者と、それから交通安全協会、そしてまた警察署と連携を密にして交通事故防止対策を検討していきたい、このように思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木市朗君） 坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） 最後になりますけれども、この樹木の問題でございまして、あくまでも部長が言われたそういった問題をするなら、高木でなくても低木でもできるんじゃないですか。だから、そこら辺を十分考える必要があるんじゃないかと、私はそういうふうに思ひます。

それから、信号機の問題でございまして、これは確かに県の公安委員会がやられていることだと思ひますけれども、資料の提供ぐらいはいただけるんじゃないですか。出せないというのはおかしい。ガラス張りでないということです。先ほども申し上げましたように、こんなところに何で信号機が必要なのかというところがあるにもかかわらず、事

故が多発しているところになぜ信号機を付けないの、ここが問題なんです。それを私は聞きたいと思います。だから、資料を県公安委員会において提供してもらって下さいということをお願いしているわけです。

○議長（鈴木市朗君） 要望か。

○11番（坂口哲哉君） いいえ、答えをいただきたい。

○議長（鈴木市朗君） 答え。

市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 再々質問にお答えいたします。

ご要望のありましたことについては、一度守山署へは申し伝えたいと思いますけども、この件につきましては、先ほども申し上げましたように交通量とか危険度、そういったことで付けられていると認識をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明12日及び13日は会議規則第10条第1項の規定に基づき、休会とします。なお、14日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでございました。（午後12時04分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年12月11日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 井狩辰也

署名議員 市木一郎